

※解禁日：令和8年6月1日（募集要項公開）

## 小規模保育施設開設事業者の募集概要

## 【募集趣旨】

令和8年4月時点で、1歳児において10人程度の待機児童が発生する見込みとなっており、増加する低年齢児の保育需要に対応し、待機児童を解消するため、保育需要の増加が見込まれる地域において、質の確保された小規模保育施設を設置・運営していただける事業者を広く公募します。

## 【事業の特色】

- ・ 利便性の高い場所等で整備可能であり、将来の変動する保育需要にも機動的に対応可能。
- ・ 駅周辺部等の保育所立地が困難な地域においても、ビル等の賃貸借により実施可能。

## 【質の確保に向けて】

- ・ 保育士のための配置となる小規模保育事業（A型）で実施予定。

## 募集の概要

1. 業務の内容 小規模保育事業（A型）
2. 定員規模 19人
3. 保育対象 0歳から2歳
4. 募集地域 南草津駅周辺（南草津駅を中心に半径1.5km程度）・・・1箇所  
※ただし都市計画法、建築基準法に適合する場所
5. 応募資格 社会福祉法人およびその他の法人  
※その他の法人・・・学校法人、特定非営利活動法人、日本赤十字社、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、株式会社、有限会社
6. 施設 事業者が所有または賃借する物件
7. 運営費 児童の年齢区分、保育必要量等に応じた地域型保育給付費を支弁
8. 施設整備補助
  - ・ 改修費等について、国の定める補助基準額（A型）に対し、市が施設整備補助金（補助率7/8）を予算の範囲内で交付する（社会福祉法人以外の法人も当該補助金の対象とする）。
  - ・ 改修費等補助基準額（上限27,193千円）の7/8
9. 開所時期 令和9年4月1日
10. その他
  - ・ 連携施設については、事業者が確保し、当該施設と契約するものとする。（ただし、応募時における連携施設の確定までは要しないものとする。）

## &lt;スケジュール&gt;

令和8年	6月1日～7月31日	応募受付期間（土日祝日は除く）
	9月	草津市社会福祉法人等審査会・選考
	9月下旬～10月上旬	事業者決定
令和9年	4月1日	開設